

経済構造実態調査（仮称）
調査計画案

平成 30 年 3 月 15 日

総務省統計局

経済産業省調査統計グループ

調査計画案

1 調査の名称

経済構造実態調査（仮称）

2 調査の目的

製造業及びサービス業の付加価値等の構造を明らかにし、GDP統計の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査実施中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

【甲調査】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、次に掲げるものを除いた企業について行う。

- ① 個人経営
- ② 大分類A－農業、林業に属する企業
- ③ 大分類B－漁業に属する企業
- ④ 大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業に属する企業
- ⑤ 大分類D－建設業に属する企業
- ⑥ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類79－その他の生活サービス業（小分類792－家事サービス業に限る。）に属する企業
- ⑦ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類93－政治・経済・文化団体、中分類94－宗教及び中分類96－外国公務に属する企業
- ⑧ 大分類S－公務に属する企業

また、甲調査は甲一調査、甲二調査及び甲三調査から構成され、甲一調査は上記範囲内で産業大分類、産業中分類又は産業小分類ごとに売上高シェア8割を達成する範囲に含まれる企業について行い、甲二調査は上記範囲のうち大分類E－製造業に属する企業を除き、産業大分類、産業中分類又は産業小分類ごとに売上高シェア5割を達成する範囲に含まれる企業について、甲三調査は上記範囲のうち大分類E－製造業に属する企業を除き、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、資本金2億円以上かつ売上高1,000億円以上の企業及び

(案)

相互会社について行う。

【乙調査】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業又は事業所のうち、次に掲げる産業に属する企業又は事業所について行う。

- ① 日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業
- ② 日本標準産業分類に掲げる小分類392-情報処理・提供サービス業
- ③ 日本標準産業分類に掲げる小分類401-インターネット附随サービス業
- ④ 日本標準産業分類に掲げる小分類701-各種物品賃貸業
- ⑤ 日本標準産業分類に掲げる小分類702-産業用機械器具賃貸業
- ⑥ 日本標準産業分類に掲げる小分類703-事務用機械器具賃貸業
- ⑦ 日本標準産業分類に掲げる小分類704-自動車賃貸業
- ⑧ 日本標準産業分類に掲げる小分類705-スポーツ・娯楽用品賃貸業
- ⑨ 日本標準産業分類に掲げる小分類709-その他の物品賃貸業
- ⑩ 日本標準産業分類に掲げる小分類726-デザイン業
- ⑪ 日本標準産業分類に掲げる小分類731-広告業
- ⑫ 日本標準産業分類に掲げる小分類743-機械設計業
- ⑬ 日本標準産業分類に掲げる小分類745-計量証明業
- ⑭ 日本標準産業分類に掲げる小分類796-冠婚葬祭業
- ⑮ 日本標準産業分類に掲げる小分類801-映画館
- ⑯ 日本標準産業分類に掲げる小分類802-興行場（別掲を除く）、興行団
- ⑰ 日本標準産業分類に掲げる小分類804-スポーツ施設提供業
- ⑱ 日本標準産業分類に掲げる小分類805-公園、遊園地
- ⑲ 日本標準産業分類に掲げる小分類823-学習塾
- ⑳ 日本標準産業分類に掲げる小分類824-教養・技能教授業
- ㉑ 日本標準産業分類に掲げる小分類901-機械修理業（電気機械器具を除く）
- ㉒ 日本標準産業分類に掲げる小分類902-電気機械器具修理業

4 報告を求める者

(1) 数

【甲調査】約20万企業

【乙調査】約5万企業又は事業所

(2) 選定の方法

【甲調査】（全数 無作為抽出 有意抽出）

母集団：事業所母集団データベース

【乙調査】（全数 無作為抽出 有意抽出）

(3) 報告義務者

調査対象となる企業又は事業所の管理責任者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

【甲調査】

<甲一調査票>

- ① 名称及び所在地
- ② 経営組織
- ③ 資本金等の額
- ④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑤ 売上総額及び商品販売額 *
- ⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 *
- ⑦ 企業全体の主な事業の内容
- ⑧ 事業活動の内容
- ⑨ 事業活動別の売上（収入）金額 *
- ⑩ 電子商取引の有無及び割合経営組織及び資本金等の額
- ⑪ 年初及び年末商品手持額 ※
- ⑫ 年間商品仕入額 ※*

※ 大分類Ⅰ 卸売業、小売業に属する企業に限る

<甲二調査票>

甲一調査票の調査事項に加え、

- ① 企業等の事業区分別の費用割合 *
- ② 企業等の一事業区分に係る費用の項目別金額 ※*

※ 詳細は別紙参照

<甲三調査票>

甲二調査票の調査事項に加え、

- ① 企業傘下支所事業所の名称及び所在地
- ② 企業傘下支所事業所の主な事業活動
- ③ 企業傘下支所事業所の売上高 *
- ④ 企業傘下支所事業所の卸売業販売額及び小売業販売額 ※

(案)

- ⑤ 企業傘下支所事業所の売場面積 ※
- ⑥ 企業傘下支所事業所の卸売業販売額の本支店間移動の割合 ※※
※ 大分類Ⅰ 卸売業、小売業に属する事業所に限る

【乙調査】

<乙調査企業票>

以下に掲げる事項のうち、調査企業の業種に応じて必要なものについて調査を行う。

- ① 企業名及び所在地
- ② 経営組織及び資本金額又は出資金額
- ③ 事業の形態
- ④ 会社系統
- ⑤ 年間売上高 *
- ⑥ 年間契約高及び契約件数 *
- ⑦ 年間営業用固定資産取得額 *
- ⑧ 入場者数 *
- ⑨ 会員数 *
- ⑩ 受講生数 *
- ⑪ 加盟店数
- ⑫ 施設
- ⑬ 従業者数

<乙調査事業所票>

以下に掲げる事項のうち、調査事業所の業種に応じて必要なものについて調査を行う。

- ① 事業所名及び所在地
- ② 本社の所在地
- ③ 経営組織及び資本金額又は出資金額
- ④ 本支社別
- ⑤ 事業の形態
- ⑥ 会社系統
- ⑦ 年間売上高 *
- ⑧ 年間契約高及び契約件数 *
- ⑨ 年間営業用固定資産取得額 *
- ⑩ 入場者数 *

(案)

- ⑪ 会員数 *
- ⑫ 受講生数 *
- ⑬ 加盟店数
- ⑭ 施設
- ⑮ 従業者数

(2) 基準となる期日又は期間

経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、(1)の*については原則調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とする。

6 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査組織 総務省・経済産業省―調査実施事業者―報告者

(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

調査は、総務省及び経済産業省が調査実施事業者に委託し行う。

オンライン調査は、政府統計共同利用システムにおけるオンライン調査システムにより実施する。

<調査実施事業者に委託する業務内容>

- ① 郵送調査、オンライン調査、調査票回収対応等の体制整備・管理、調査関係書類作成
- ② 調査企業への調査関係書類の配布・調査票の回収・督促等
- ③ 調査企業からの照会対応
- ④ 調査票の検査・電子データ化
- ⑤ 総務省及び経済産業省における調査票審査に係る調査企業に対する疑義照会

7 報告を求めると期間

(1) 調査の周期

毎年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

経済センサス - 活動調査実施年を除く毎年5月末～6月末

8 集計事項

別添「集計事項一覧」参照

(注) 本調査の調査対象が、工業統計調査(総務省及び経済産業省が所管する基幹統計調査)の調査員調査対象と重複している場合には、当該調査対象を本調査の報告を求めると者から除外し、重複す

る調査事項について、工業統計調査の調査票情報を本調査の集計に活用する。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネット及び印刷物

(2) 公表の期日

一次公表：調査実施年翌年の3月末までに公表

二次公表：調査実施年翌年の7月末までに公表

三次公表：調査実施年翌年の10月末までに公表

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、原則として、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・ 記入済み調査票：3年
- ・ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

総務省統計局長及び経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

前記5 (1) に掲げる事項

I 1次公表結果

※センサスと同様にCSVファイル形式を想定。

結果表番号		第1表	備考
集計事項等			
対象	企 業 等	○	
地域区分	全 国	○	
分類 事項	企 業 産 業 分 類	小	
	経 営 組 織	○	区分数:2(別紙参照)
集計 事項	企 業 等 数	○	
	売 上 (収 入) 金 額	○	
参考: 平成28年経済センサス-活動調査 における対応する結果表		II 2(1) ①3表, II 2(1) ②6表	

II 2次公表結果(企業等に関する集計①)

※センサスと同様にCSVファイル形式を想定。

結果表番号		第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表	備考
集計事項等									
対象	企業等	○	○	○	○	○	○	○	
地域区分	全国	○	○	○	○	○	○	○	
分類事項	企業産業分類	小	中	小	小 ^{※1}			中 ^{※2}	※1:卸売業、小売業に属する産業のみ ※2:産業分類同士のクロス
	事業活動別産業分類					小	中	中 ^{※2}	
	経営組織	○			○	○			区分数:2(別紙参照)
	資本金階級		○				○		区分数:7(別紙参照)
	売上(収入)金額階級		○				○		区分数:8(別紙参照)
	電子商取引の有無			○					区分数:4(別紙参照)
集計事項	企業等数	○	○	○	○	○	○	○	
	売上(収入)金額	○	○	○		○	○	○	
	うち年間商品販売額	○							
	費用総額	○	○	○					
	主な費用項目	○	○	○					
	付加価値額	○	○	○					
	一般消費者と行った電子商取引の額			○					
	年間商品仕入額				○				
商品手持額				○					
参考: 平成28年経済センサス-活動調査 における対応する結果表	II 2(1) ①6表	II 2(1) ①9表等, II 2(1) ②8表	II 2(1) ②11表	II 2(2) ②1表				II 2(1) ②4表	

注)網掛けの分類事項同士はクロスしない。

Ⅱ 2次公表結果(企業等に関する集計②)

※センサスと同様にCSVファイル形式を想定。

結果表番号		第9表	備考
集計事項等			
対象	企 業 等	○	
地域区分	全 国	○	
分類事項	産 業 分 類	中	表頭に該当。
	費 用 項 目	○	表側に該当。 項目は産業ごとに異なる。
集計事項	産 業 別 費 用 内 訳 割 合	○	
参考: 平成28年経済センサス-活動調査 における対応する結果表			

Ⅲ 3次公表結果(事業所に関する集計①)

※センサスと同様にCSVファイル形式を想定。

結果表番号		第10表	備考
集計事項等			
対象	事業所	○	
地域区分	全国	○	
	都道府県	○	
分類事項	産業分類大		
集計事項	売上(収入)金額	○	
参考: 平成28年経済センサス-活動調査 における対応する結果表		Ⅱ1(1) ②表2-1 表	

Ⅲ 3次公表結果(事業所に関する集計②)

※センサスと同様にCSVファイル形式を想定。

結果表番号		第11表	第12表	備考
集計事項等				
対象	事業所	○	○	
地域区分	全国	○	○	
	都道府県		○	
分類事項	産業分類小		卸/ 小売	
集計事項	年間商品販売額	○	○	
	本支店間移動の額 (卸売のみ)	○	○	
	売場面積 (小売のみ)	○	○	
参考: 平成28年経済センサス-活動調査 における対応する結果表		Ⅱ1(2) ③1)1表 3表	Ⅱ1(2) ③2)1表	

● 経営組織(2区分)

- 総数
- ① 会社企業
- ② 会社以外の法人

● 資本金階級(7区分)

- 総数
- ① 300万円未満
- ② 300～500万円未満
- ③ 500～1,000万円未満
- ④ 1,000～3,000万円未満
- ⑤ 3,000～5,000万円未満
- ⑥ 5,000～1億円未満
- ⑦ 1億円以上

● 売上(収入)金額階級(8区分)

- 総数
- ① 300万円未満
- ② 300～1,000万円未満
- ③ 1,000～3,000万円未満
- ④ 3,000～1億円未満
- ⑤ 1～3億円未満
- ⑥ 3～10億円未満
- ⑦ 10～100億円未満
- ⑧ 100億円以上

● 電子商取引の有無(4区分)

- 総数
- ① 電子商取引を行った
- ② 一般消費者と行った
 - ・ うち一般消費者と行った電子商取引の額が不詳の企業を除く
 - ・ 一般消費者のみと行った
 - ・ 一般消費者及び他の企業と行った
- ③ 他の企業のみと行った
- ④ 電子商取引を行わなかった